

## 緊急雇用対策（若年層）実施要領

### 1 事業概要

若年層の雇用促進を目的に、若年未就職者を町の会計年度任用職員（パート）として採用し、仕事を通して社会人としての労働意欲やビジネスマナー等を身につけながら、勤務を要しない日を設けて求職活動や自主研修等を行い、希望する職へ就職するための支援を行うことを目的とする。

### 2 採用予定者数及び配置個所

- (1) 採用予定者数 会計年度任用職員 4名  
※採用予定者数に達しないときは随時募集をする。
- (2) 配置箇所 役場庁舎のほか、町の各施設に配置する。

### 3 業務内容

事務補助として、配置先で指示する事務に従事する。

### 4 対象者

- (1) 幕別町内に在住の方（幕別町に住民票があること）
- (2) 令和6年3月に高校、短大、大学、専門学校を卒業見込みの方
- (3) 令和3年3月以降の新規学卒者で、卒業後も就職活動を継続し、学校を通じて求職中の方
- (4) 以前にこの事業で任用されていない方

### 5 雇用条件

- (1) 報酬 日額 7,479 円（令和6年度日額報酬単価：事務補助員緊急雇用）  
※ただし、勤務を要しない日は無給とする。
- (2) 勤務日 週のうち1日を除く平日（除いた平日の1日は、求職活動や自己研修に充てるため、勤務を要しない日とする。）
- (3) 勤務時間 原則として、午前8時45分～午後5時00分  
※ただし、配置先の勤務形態により勤務時間を別に定めることは可とする。
- (4) 任用期間 6カ月未満（最終月は25日まで）
- (5) 社会保険等 社会保険、雇用保険、労働災害保険または非常勤職員公務災害補償制度に加入
- (6) その他 上記のほか、雇用条件等については幕別町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例、職員の勤務時間及び休日休暇に関する規則による。

## 6 服務

服務については、幕別町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例、職員の勤務時間及び休日休暇に関する規則による。

## 7 応募の方法

指定の履歴書に写真を貼り、必要事項を記入（自筆）のうえ、幕別町役場商工観光課に提出する。なお、郵送の場合は申込期限までに必着とする。

## 8 選考の方法

書類審査と面接（経済部長、総務課長、商工観光課長）により選考し、採用者を決定する。

## 9 周知方法

町広報紙により周知する。